

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁 丙規発第24号、丙交指発第55号
丙交企発第148号
平成18年12月20日
警察庁交通局長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の施行に伴う
交通警察の対応について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。別添1）は、平成18年6月21日に公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第378号）により、本日施行された。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。別添2）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第1条第2号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令（平成18年内閣府令・総務省令・国土交通省令第1号。以下「算定命令」という。別添3）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号。以下「規則」という。別添4）及び移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。別添5）がそれぞれ公布され、いずれも法の施行と併せて施行された。

法等の施行に伴う事務処理上の留意事項等については別紙のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

なお、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律等の施行に伴う交通警察の対応について」（平成12年11月15日付け警察庁丙規発第56号、丙都交発第45号、丙交企発第115号）は廃止する。

第1 法の概要

1 法の目的（法第1条）

法の目的は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することである。

2 保護対象者等

法における保護対象者である「高齢者、障害者等」とは、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいい（法第2条第1号）、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者並びに身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含むすべての障害者で身体の機能上の制限を受けるもののほか、一時的に身体の機能上の制限を受ける妊産婦、けが人等が含まれる。

また、各種の措置を講ずることにより目指す「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう（法第2条第2号）。

3 重点整備地区及び特定旅客施設

(1) 重点整備地区

法においては、高齢者、障害者等の移動等に加え、利用の円滑化をより一層促進していく観点から、生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）相互間の徒歩での移動が相当程度あり、当該施設相互間の経路（以下「生活関連経路」という。）のバリアフリー化の必要性が認められる場合には、バリアフリー化を優先して進めていくべき重点整備地区を市町村が設定できることとされている。

重点整備地区を定めるに当たっては、施設の分布から重点整備地区の範囲を画する要件、事業の必要性によって範囲を画する要件及び実施しようとするバリアフリー化のための事業の効果の観点から範囲を画する要件を満たす必要があるとされている（法第2条第21号）。

(2) 特定旅客施設

特定旅客施設は、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用人数が

5,000人以上である旅客施設等とされている（政令第1条）。

特定旅客施設は、多数の高齢者、障害者等の移動の起点となり、また、当該施設自体が多数の高齢者、障害者等の利用する施設となると想定されることから、重点整備地区内に所在する場合は生活関連施設として位置付けられることとされている（法第25条第3項）。

4 バリアフリー化に係る措置

法では、大きく分けて、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善する措置と、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置が規定され、具体的には、

- (1) 施設設置管理者が、特に日常生活及び社会生活において通常移動のために用いられる施設等、あるいは通常利用されると考えられる施設等について、新規に利用の用に供する際等には、国土交通大臣が定める基準に適合させること（法第3章）。
- (2) 主務大臣（国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣）は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針（第2参照）を定めるものとされ（法第3条第1項）、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、基本構想（第3参照）を作成することができることとされており（法第25条第1項）、この基本構想に即して、移動等円滑化のための事業を実施する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、それぞれ所管の特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）についての計画を定め、重点的かつ一体的な事業の推進を図ること（法第4章）。

とされている。

第2 基本方針

国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めることとされており（法第3条第1項）、移動等円滑化の意義及び目標に関する事項、基本構想の指針となるべき事項等が定められることとされている（同条第2項）。

第3 基本構想

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化のための事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができることとされ、そこにおいては、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針や重点整備地区の位置及び区域、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項、実施すべき特定事業に関する事項等が定められることとされている。

なお、重点整備地区が複数の市町村にまたがる場合は、当該関係市町村が

共同して基本構想を作成することとなる（法第25条第1項）。

1 基本構想の作成

(1) 特定事業に関する事項についての協議

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定める特定事業に関する事項について、次に掲げる場合に応じ、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならないこととされている（法第25条第7項）。

ア 協議会を組織する場合

(ア) 趣旨

基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとした（法第26条第1項）。

これは、基本構想に定めることができる事業の種類等が多くなり、関係する事業実施主体が多数に上ることも想定されることから、関係する事業実施主体が一堂に会する場を設ける方が適当な場合があると考えられたためである。

(イ) 構成員

協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとした（法第26条第2項）。

- a 基本構想を作成しようとする市町村
- b 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- c 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

(ウ) 協議会への参加通知等

協議会を組織する市町村は、協議を行う旨を（イ）bに掲げる者に通知するものとされ（法第26条第3項）、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならないものとされた（同条第4項）。

これは、（イ）bに掲げる者については、バリアフリー化を推進するための事業実施主体として、基本構想を実効性あるものとするために協議の対象とすることが不可欠であるためである。

参加を拒む「正当な理由」とは、例えば、近々に施設を廃止し、又は他者に譲渡する予定があるなど参加する主体として適当でないことが明らかな場合等、極めて例外的な場合に限られると解され、事業実施のための技術的、物理的又は財政的な困難性については、まさに協議会で議論すべき事項であるから、参加を拒む理由とは解されない。

(エ) 協議が調った事項の尊重義務

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされた（法第26条第5項）。

これは、協議会の場における調整の結果協議が調った事項については、協議会の構成員すべてが当該協議の結果を尊重すべきことを明確にしたものである。

イ 協議会を組織しない場合

市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事業について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができることとされ（法第25条第8項）、市町村は当該案の内容が十分反映されるよう努めることとされている（同条第9項）。

したがって、この場合、市町村が基本構想を作成するに当たっては、特定事業を実施する各事業実施主体の意思が尊重されることとなる。

(2) 基本構想作成時の送付義務

市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならないとされている（法第25条第10項）。

(3) 基本構想の作成等の提案

施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者及び高齢者、障害者等その他の生活関連経路又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができることとされ、この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならないこととされた（法第27条第1項）。

提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく公表しなければならないこととされ、この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないこととされた（同条第2項）。

これは、バリアフリー化を更に促進させるため、基本構想の策定に当たって、利用者や住民からの能動的な参加を制度化するとともに、特定事業その他の事業の各事業実施主体がバリアフリー化を担う当事者として、構想の発意を行うことを期待するものである。

2 留意事項

基本構想が作成されることにより、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進が期待できることから、次の事項に留意し、市町村が円滑に基本構想を作成できるよう協力を努めること。

(1) 協議の在り方

ア 総論

管内での基本構想作成に向けた動きを早期に把握し、重点整備地区として定められることが想定される地区の交通事故データ、交通量データ等を整理・分析した上で、実施すべき交通安全特定事業を選定するとともに、先行的に必要な施策について市町村、道路管理者等に働き掛け、総合的かつ効果的な移動等円滑化のための事業が基本構想に盛り込まれるよう努める必要がある。

イ 交通の安全及び円滑の確保等についての配慮

基本方針三4(3)において、特定事業について基本構想に記載する際には、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある旨示されている

((2) 参照。) ことから、交通の安全及び円滑の確保に関し知見を有する公安委員会の意見が、基本構想の特定事業に係る記載に反映されるよう努める必要がある。

(2) 信号機等の設置に関する事業（法第2条第28号イの事業をいう。以下同じ。）に係る事項

基本方針三4(3)において「特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。」とされている。

この前半は、特定事業のうち施設整備に係るものについて記述されたものである。したがって、交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業に関連するものであるが、具体的には、高齢者、障害者等のみならず、周辺住民、その他の道路利用者等の意見を聴取し、総合的な見地から、無駄、過剰な施設整備をせずに、各事業者が実施する事業が有機的に結び付いて一体となって移動等円滑化の効果を上げるよう、適切な施設の整備及び管理を実施すべきである。

また、後半については、全般的な留意事項を(1)イで触れたが、交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業に関して言えば、交通の安全及び円滑の確保について配慮すべき事項として、例えば、一方の交通に対する青信号時間の延長が他方の交通に対する赤信号時間の延長を意味し、当該他方の交通の円滑を阻害するおそれがあることが挙げられ、生活環境の保全について配慮すべき事項として、例えば、信号機に音響を発する機能を付加した場合には周辺の生活環境が損なわれるおそれがあることが挙げられるので、基本構想の作成に際しては、このよ

うな事情に配慮する必要がある旨留意を促す必要がある。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業（法第2条第28号口の事業をいう。以下同じ。）に係る事項

基本方針三4（3）において「交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある」とされている。

これらの違法駐車の状態については、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の例として記述されたものであるが、実際に問題となる違法駐車行為の形態は、当該重点整備地区の交通実態等により異なるものと考えられることから、基本構想の作成に際しては、重点整備地区の駐車実態等を十分に把握した上で、同地区内の生活関連経路を構成する道路において特に移動等円滑化を阻害する行為を防止するための事業を重点的に推進する旨留意を促す必要がある。

なお、交通安全特定事業については、重点整備地区の交通実態等を踏まえて移動等円滑化に資するため不可欠な事業を重点的に推進するよう留意する必要があるが、特に、本事業については、公安委員会が中心的立場となり、市町村等関係機関等と一体となって推進されるべきとの内容が盛り込まれるよう留意すること。

第4 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは、信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業をいうものとされている（法第2条第28号）。

1 交通安全特定事業計画の作成

(1) 概要

公安委員会は、基本構想が作成されたときは、当該基本構想に即して、交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施することとされている（法第36条第1項）。

交通安全特定事業計画においては、

ア 交通安全特定事業を実施する道路の区間

イ アに掲げる道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

ウ その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項を定めることとされている（同条第3項）。

公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならず（同条第4項）、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに、関係する市町村と道路管理者に送付しなければならないこととされている（同条第5項）。

なお、道路管理者以外の施設設置管理者に対しては、同条第4項及び第5項のような義務はない（相互に義務がない。第6参照。）。

（2）留意事項

基本方針三5（3）②ニにおいて、「施設設置管理者及び都道府県公安委委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるように努めることが重要である。」と示されていることを踏まえ、基本構想作成段階から道路交通環境や居住環境を精査するとともに、交通安全総点検の機会、協議会等を通じて高齢者、障害者等、周辺住民等の意見を十分聴取し、これらの意見を反映させるように努めつつ、合理的かつ効率的な施設の整備及び管理を念頭に交通安全特定事業計画を作成すること。

また、市町村が基本構想を作成した場合には、関係機関と連携の上、可能な限り早期に交通安全特定事業計画を作成するとともに、作成後の公表に当たっては、都道府県の公報への登載等により適切に行うこと。

2 信号機等に関する適合基準

交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業については、規則で定める基準に適合するよう実施されなければならないこととされている（法第36条第2項）。

なお、違法駐車行為の防止のための事業については、事業の内容が施設整備ではないため、基準を設けることとはされていない。

（1）信号機に関する基準（規則第1条）

当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとされている（規則第1条本文）。

通常、信号機は複数の信号機が相互に関連して信号を表示するなどの機能を有しているが、相互に関連する信号機のうちの一つが次に掲げるいずれかの機能（以下「バリアフリー化機能」という。）を有する信号機である場合、当該信号機と一体的に交通整理を行う他の信号機についても、当該信号機のバリアフリー化機能の効果を助長し、あるいは補完する機能を有しているわけであるから、バリアフリー化機能を有する信号機のみならず、これと一体的に交通整理を行うことができる他の信号機も、法で定める基準に適合すると評価することを明らかにしたものである。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示の開始又は継続を伝達するための音響を発することができるもの

これは、いわゆる視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導装置及び歩行者支援装置の整備を規定したものである。

(イ) 歩行者用青信号の表示を開始したときに当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に歩行者用赤信号の表示を開始しないもの

これは、道路幅員、横断勾配等の道路構造、横断する高齢者、障害者等の状況（高齢者の歩行の状況、車いす利用者の有無、視覚障害者の有無等）、歩行者の横断需要等を勘案し、当該道路を横断する高齢者、障害者等が横断するために通常要すると認められる時間から所要の歩行者用青時間及び歩行者用青点滅時間を算出するなどして、当該時間を常時確保すること又は当該時間を必要に応じて確保できるよう、歩行者用青時間を延長する効果等を有する高齢者等感応化若しくは歩行者感応化の機能若しくは歩行者支援装置を整備することを規定したものである。

(ウ) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

これは、歩行者用青信号の表示が継続する残時間が判別できるようにすることにより、歩行者が、その時点で横断を開始した場合に自分の歩行能力で横断を完了できるかどうかを判断することが可能となり、結果的に無理な横断が発生することを防ぐことができることから、高齢者、障害者等が横断歩道上に取り残されることの防止につながるよう、歩行者用青信号の表示が継続される残り時間を表示する機能を整備することを規定したものである。

イ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者又は自転車道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

これは、車両と、横断歩道により交差点部の道路を横断中の歩行者との交錯を防ぐため、歩行者専用の青時間を設定するなど、歩行者と車両それぞれの横断歩道上の通行を時間的に分離（いわゆる歩車分離化）する機能を整備することを規定したものである。

(2) 道路標識に関する基準（規則第2条）

反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識とした。

道路標識については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識・標示令」という。)別表第二の備考四(二)において、「道路標識には原則として反射材料を用い、又は反射装置若しくは夜間照明装置を施すものとする。」と規定されているが、交通安全特定事業として道路標識を設置するときは、必ず反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すこととしたものである。

反射材料が用いられた道路標識とは、具体的には、標識板が封入レンズ型、カプセルレンズ型等のものであり、夜間照明装置が施された道路標識とは、内照式、外照式及び自発光式のものである。

(3) 道路標示に関する基準(規則第3条)

次のいずれかに掲げる道路標示であることとした。

ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

道路標示については、標識・標示令別表第六の備考五において、「道路標示には、必要に応じ、反射材料を用い又は反射装置を施すものとする。」とされているが、交通安全特定事業として道路標識を設置するときは、必ず反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すこととしたものである。

反射材料が用いられた道路標示とは、塗料にガラスビーズを混入し、若しくは散布したものの又は降雨時にも光の再帰反射性が確保される高輝度なものを、反射装置が施された道路標示とは、道路鋸を用いた道路標示への付設をいう。

イ 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

視覚障害者が横断歩道上を最短時間で歩行できるよう、横断歩道上にいわゆる点字ブロック様のものを敷設するものである。

3 事業の実施

基本方針三1(3)⑤において、「移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。」と示されていることに留意し、次に述べるとおり、効率的かつ効果的な事業の実施に努めること。

(1) 信号機等の設置に関する事業

別途通知する実施要領に沿って、規則に定められた基準に適合した信号機等の設置に関する事業を適切に実施すること。

なお、基本方針一2(7)において、「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成22年までに、原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する

道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。」と記述されている。

これは、移動等円滑化のため公安委員会が実施する信号機の設置等の措置について、他の施設と同様に目標を設定したものであるが、基本方針一2(3)において、道路について、「平成22年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する」と記述されたことも踏まえ、道路に係る目標と整合した目標を記述したものである。そのため、関係する道路管理者と「主要な生活関連経路を構成する道路」について認識の共有を図る必要があることに留意すること。

また、「原則として」とあるのは、他の事業の実施と併せて交通安全特定事業を実施しようとするときに先行すべき他の事業が実施されない場合、災害等事業を実施しないことに関しやむを得ない事情がある場合等を除く趣旨であることに留意すること。

(2) 違法駐車行為の防止のための事業

ア 概要

違法駐車等の問題に対しては、従来から、地域の交通実態に応じた駐車規制、幹線道路の交差点等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り等の取組みを行ってきたところであり、今後とも、新たな違法駐車対策法制の下でこれらの対策を積極的に推進する必要があるが、特に、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化の妨げとなる違法駐車行為を防止するため、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等の取締り、関係機関等と連携した広報・啓発活動等を重点的に行うものである。

イ 留意事項

(ア) 重点を指向した取締りの推進

重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図る観点から、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車等移動等円滑化を特に阻害する違反に重点を置き、かつ、移動措置を積極的に活用した取締りを推進すること。

なお、取締り活動ガイドラインの策定又は見直しを行うに際しては、これらの道路についての移動等円滑化に関する意見、要望を考慮すること。

(イ) 市町村による違法駐車防止活動等の促進

関係市町村に対しては、違法駐車防止条例、放置自転車対策関係条例等の制定を積極的に働き掛けること。

なお、既にこれらの条例が制定されている市町村に対しても、その活動がより効果的に行われるよう必要な働き掛けを実施すること。

また、地方公共団体、鉄道事業者、既設の駐車・駐輪場の管理者、商業施設の管理者等に対して自動二輪車等の駐車施設の整備拡充を積極的に働き掛けること。

(ウ) 市町村と連携した諸対策の実施

広報・啓発活動等を共同で行うほか、合同取締り日を設定し、市町村による自転車の撤去及び警察による自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを同時に実施するなど、市町村と連携した諸対策を計画的に実施すること。

(エ) 実態の把握と効果の検証

本事業実施前の重点整備地区における違法駐車台数、歩行者や車いす使用者の通行状況等の実態を把握するとともに、事業による効果を定期的に測定するなどにより、より効果的な対策の推進を図ること。

第5 施設設置管理者が講ずべき措置

1 概要

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとされた。

なお、公安委員会が設置し、又は管理する施設については上述のような義務付けがなされていない。

2 留意事項

道路管理者が一定の道路の新設又は改築を行う際の適合基準については別途通知するので、当該基準について十分理解し、道路協議等を適切に実施すること。

第6 交通安全特定事業以外の特定事業

1 概要

交通安全特定事業以外の特定事業としては、公共交通事業者等が実施する公共交通特定事業、道路管理者が実施する道路特定事業、路外駐車場管理者等が実施する路外駐車場特定事業、公園管理者等が実施する都市公園特定事業及び建築主等が実施する建築物特定事業がある。

2 留意事項

道路管理者が道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者及び公安委員会の意見を聴かなければならないこととされている（法第31条第4項）ので、当該道路特定事業に

対し、交通の安全及び円滑の確保の観点から、所要の確認と意見の申入れを行うとともに、公安委員会が当該箇所において実施する交通安全特定事業が、道路特定事業と有機的に結び付いて一体として効果的な移動等円滑化が実現するよう努めること。

また、意見聴取の手続が法定されていない特定事業に対しても、例えば、公共交通特定事業に関しては、駅のエスカレーター設置位置が適切でないために、当該エスカレーターを最短距離で利用するため横断歩道外における横断を誘発するなど道路交通の安全及び円滑に支障を及ぼす事態が発生することが想定され、路外駐車場特定事業に関しては、事業が実施される路外駐車場を起点として、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動することとなることが想定されるので、協議会等を通じて情報収集し、必要な意見を述べるなど適切な措置を講じること。

第7 交通安全特定事業以外の道路交通に係る移動等円滑化

公安委員会が実施する交通安全特定事業以外の事業としては、次のものが考えられるので、必要に応じ、所要の対策を進めること。

1 道路不正使用物件の改善

道路交通法第76条第3項に該当するような態様のはみ出し商品棚、立看板等の物件については、高齢者、障害者を始めとする歩行者の妨害となるものである。

これらについては、違法駐車行為の防止のための事業と同様、道路管理者、商店街関係者等と連携を図り、共同でのパトロール実施等により、積極的に警告・指導を行うなど、安全で歩きやすい環境作りに努めること。

2 自転車対策の推進

歩行者の間を縫うように通行する自転車や、夜間無灯火で通行する自転車について、高齢者、障害者等から、危険を感じるなどの意見が寄せられている。

そこで、歩道における自転車と高齢者、障害者等との事故を防止するため、道路管理者と連携し、自転車歩行車道の普通自転車の通行部分のカラー舗装化、自転車専用道路、自転車道の整備等、自転車と歩行者の通行部分の明確化や分離を図るなど、高齢者、障害者等が安全で歩きやすい環境整備に努めること。また、自転車利用者のルール遵守とマナーアップを図るため、交通安全教育を推進するとともに、街頭での指導警告活動を積極的に実施し、歩行者等に具体的危険を生じさせるような悪質性の高い違反については積極的な検挙措置を講じるよう努めること。

第8 その他

1 市町村等関係機関との連携の強化

交通安全特定事業が効果的に実施されるためには、市町村、道路管理者等関係機関との連携を緊密にすることが必要である。

特に、市町村については、基本構想の作成を通じ、当該基本構想に關す

る協議や特定事業に関する事項の案の作成、提出等の連携を図る必要があるほか、違法駐車抑止や自転車対策等を総合的に推進する上で、その協力が不可欠となる。

このため、市町村の交通安全担当部局との連携を強化し、交通安全特定事業を効果的に推進すること。

さらに、これを機に、交通安全特定事業以外の各種交通安全対策の推進についても、積極的に市町村に働き掛け、管内の交通安全の確保に努めること。

2 生活関連経路に係る交通規制の見直し

高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行の確保に重点を置いて、生活関連経路に係る交通規制の見直しを図ること。特に、横断歩道の設置等の移動の利便性向上対策、速度規制、一時停止等の速度抑制対策等の交通規制の効果的な実施に配慮すること。

3 移動等円滑化に必要な情報の提供

基本方針三5(3)②へにおいて、「施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。」と示されていることから、生活関連経路の位置及び当該経路上におけるバリアフリー化事業の内容のほか、バリアフリー化された信号機等の機能や利用方法について、高齢者、障害者等に対して適切に情報提供を行う必要がある。

4 関連データの整理・分析及び効果測定の実施

重点整備地区における交通事故統計、交通流・量データ、道路交通に関する110番苦情受理状況等、警察が収集・管理している移動等円滑化の推進のために必要なデータについて、適切に整理・分析し、当該分析結果に基づき、効果的な交通安全特定事業を実施するとともに、関係機関に対し、必要な移動等円滑化施策を積極的に申し入れること。

また、施策実施後においては、関係機関と連携を図り、交通事故発生状況の比較、特定旅客施設の利用状況の比較、高齢者、障害者等へのアンケートの実施等により、適切な効果測定を実施すること。

5 高齢者、障害者等からの意見聴取

高齢者、障害者等の意見聴取について、交通安全特定事業計画の作成に係る留意事項は第4の1(2)で述べたとおりであるが、交通安全特定事業以外の事業の実施に関しても、交通安全総点検の機会、協議会等を通じて高齢者、障害者等、周辺住民等の意見を十分聴取するよう努めること。

6 警察庁における移動等円滑化のための事業の調査研究

警察庁においては、関係機関と連携の上、有識者、高齢者・障害者等関連団体の意見を聴取しつつ、より効果的な移動等円滑化を図るため、歩行者のためのITS、音響信号機等に関し、調査研究やモデル事業を進める

こととしている。これらの調査研究等の進捗状況、結果等については、随時通知するが、モデル事業の実施の際には積極的に協力願いたい。

7 警察職員への教養

街頭活動に従事する警察官、受付事務に従事する警察職員に対し、法の趣旨及び概要、ノーマライゼーション（障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すこと）の精神、管轄内で実施されている移動等円滑化のための事業の内容、道路交通法における高齢者、障害者等の保護規定等について、機会を捉えて教養を行い、街頭において、又は来署した高齢者、障害者等に対し生活関連経路に関する適切な地理指導又は道路横断時の保護を行うなど、高齢者、障害者等の交通の安全性及び利便性の確保に努めるよう指導すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (九二) 三元

〔法 律〕

目 次

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則 (第一条、第二条)
- 第二章 基本方針等 (第三条―第七条)
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置 (第八条―第二十四条)
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施 (第二十五条―第四十条)
- 第五章 移動等円滑化経路協定 (第四十一条―第五十一条)
- 第六章 雑則 (第五十二条―第五十八条)
- 第七章 罰則 (第五十九条―第六十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共福祉の増進に資することを目的とする。

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活上の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活上の機能上の制限を受ける者
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
イ 鉄道事業者 (昭和六十一年法律第九十二号) による鉄道事業者 (旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に限る。)
ロ 軌道法 (大正十年法律第七十六号) による軌道事業者 (旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。)
ハ 道路運送法 (昭和二十六年法律第八十三号) による一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)
ニ 自動車運送事業者
三 自動車ターミナル法 (昭和三十四年法律第三十六号) によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法 (昭和二十四年法律第八十七号) による一般旅客定期航路事業 (日本国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体の法人以外者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。を営む者)

ヘ 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) による本邦航空運送事業者 (旅客の運送を行うものに限る。)
ト イ、ニ又はホに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

- イ 鉄道事業法による鉄道施設
- ロ 軌道法による軌道施設
- ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
- ニ 海上運送法による輸送施設 (船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車 (一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。

八 道路管理者 道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十 路外駐車場管理者等 駐車場法 (昭和三十一年法律第六十六号) 第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法 (昭和四十三年法律第九号) 第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場 (道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第二項に規定する公園施設 (以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く) であつて、自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者 (以下「公園管理者」という。)
十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者等をいう。

十五 建築物 建築基準法 (昭和二十五年法律第二十二号) 第二条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

ニ 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとするその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これら併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地再開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地再開発事業をいう。以下同じ。）に関する事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなればならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うときは、車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に對し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に對し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

第九條 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があつた場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならぬ場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行うおとすときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等第一項の規定により審査を行うものを除く。若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に對し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十條 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 新設特定道路についての道路法第三十三條第一項及び第三十六條第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは、「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なもの」として国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三條第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第十一條 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認められる場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

第十二條 路外駐車場に係る基準適合命令等（特定路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二條の規定による届出をしなければならぬ場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に對し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三條 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公園管理者等は、新設特定公園施設について都市公園法第五條第一項の規定による許可の申請があつた場合には、同法第四條に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

第十四條 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認められる場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七條第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五條 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に對し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができ

る。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)
 第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物に同じ)を含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができ

る。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)
 第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築物の位置

二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができ

る。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切

なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けよう申し出ることができ

る。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合において準用することとなる場合において、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。

8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合において準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)
 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第九項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項、第五十九條第一項及び第三項、第五十九條の二第二項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八條の五(第一号を除く。)、第六十八條の五の二第一項(第一号を除く。)、第六十八條の五の三(第一号を除く。)、第六十八條の五の四第一項第一号、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六條第三項及び第四項、第八十六條の二第二項及び第三項、第八十六條の五第三項並びに第八十六條の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八條の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)
 第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)
 第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従つて認定特定建築物の建築等又は維持保全を行つていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)
 第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)
 第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合において準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)
 第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認め定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四条第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)
 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第五項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)

五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する移動等円滑化のために考慮すべき事項(自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項)

3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合は、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号。以下「昭和三十一年道路法改正法」という。)附則第三項の規定にかかわらず、国道(道路法第三条第二号の一般道路をいう。以下同じ。)又は都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二條第一項において同じ。)(道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十一年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの)(道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)に限る。市町村(他の市町村又は道路管理者)と共同して実施する場合は、市町村及び他の市町村又は道路管理者(第三十二條において同じ。)を定めることができる。

5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これを定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。

8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

12 第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施する者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議会を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の案を作成し、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に關し利害関係を有する者

3 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)
第三十条 地方公共団体が、前条第二項の規定に
係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特
定事業を主務省令で定めるものに関する助成
を行うとする場合においては、当該助成に要す
る経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律
第九号)第五十条各号に規定する経費のいづれ
にも該当しないものは、同条第五号に規定する
経費とみなす。

(道路特定事業の実施)
第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本
構想が作成されたときは、関係する道路管理者
は、単独で又は共同して、当該基本構想に即し
て道路特定事業を実施するための計画(以下「道
路特定事業計画」という。)を作成し、これに基
づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想にお
いて定められた道路特定事業について定めるほ
か、当該重点整備地区内の道路において実施す
るその他の道路特定事業について定めることが
できる。

3 道路特定事業計画においては、実施しよう
とする道路特定事業について次に掲げる事項を定
めるものとする。
一 道路特定事業を実施する道路の区間
二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特
定事業の内容及び実施予定期間
三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべ
き重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めよう
とするときは、あらかじめ、関係する市町村、
施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴か
なければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、
道路法第二十条第一項に規定する他の工作物に
ついて実施し、又は同法第二十三条第一項の規
定に基づき実施する道路特定事業について定め
るときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実
施する工作物又は施設の管理者と協議しなけれ
ばならない。この場合において、当該道路特定
事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理
者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当
該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び
道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との
分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めた
ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関
係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会
並びに前項に規定する工作物又は施設の管理
者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更
について準用する。
(市町村による国道等に係る道路特定事業の実
施)
第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本
構想において道路特定事業を実施する者として
市町村(道路法第十七条第一項の指定市を除く。
以下この条及び第五十五条から第五十七条まで
において同じ。)が定められたときは、前条第一
項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに
昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定に
かわからず、市町村は、単独で又は他の市町村
若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道
府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これ
に基づき、当該道路特定事業を実施するものと
する。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の
場合について準用する。この場合において、同
条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」
とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定
事業を実施する市町村(他の市町村又は道路管
理者と共同して実施する場合にあつては、市町
村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替え
るものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道
路特定事業を実施しようとする場合において
は、主務省令で定めるところにより、主務大臣
の認可を受けなければならない。ただし、主務
省令で定める軽易なものについては、この限り
でない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業
に関する工事を行うとすると、及び当該道
路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了
したときは、主務省令で定めるところにより、
その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業
を実施する場合においては、政令で定めるとこ
ろにより、当該道路の道路管理者に代わつてそ
の権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を
実施する場合には、その実施に要する費用の負
担並びにその費用に関する国の補助及び交付金
の交付については、都道府県が自ら当該道路特
定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交
付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村
に交付するものとする。
8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年
法律第七十九号)の規定の適用については、
同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみ
なす。

(路外駐車場特定事業の実施)
第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本
構想が作成されたときは、関係する路外駐車場
管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構
想に即して路外駐車場特定事業を実施するため
の計画(以下この条において「路外駐車場特定
事業計画」という。)を作成し、これに基づき、
当該路外駐車場特定事業を実施するものとす
る。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施し
ようとする路外駐車場特定事業について次に掲
げる事項を定めるものとする。
一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐
車場
二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期
間
三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配
慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業
計画を定めようとするときは、あらかじめ、関
係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴か
なければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業
計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係す
る市町村及び施設設置管理者に送付しなければ
ならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の
変更について準用する。
(都市公園特定事業の実施)
第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本
構想が作成されたときは、関係する公園管理者
等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即
して都市公園特定事業を実施するための計画
(以下この条において「都市公園特定事業計画」
という。)を作成し、これに基づき、当該都市公
園特定事業を実施するものとする。ただし、都
市公園法第五条第一項の規定による許可を受け
て公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若し

くは管理し、又は設け若しくは管理しようとな
る者が都市公園特定事業計画を作成する場合に
あつては、公園管理者と共同して作成するもの
とする。
2 都市公園特定事業計画においては、実施しよ
うとする都市公園特定事業について次に掲げる
事項を定めるものとする。
一 都市公園特定事業を実施する都市公園
二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮
すべき重要事項
4 公園管理者は、都市公園特定事業計画におい
て、都市公園法第五条の二第一項に規定する他
の工作物について実施する都市公園特定事業に
ついて定めるときは、あらかじめ、当該他の工
作物の管理者と協議しなければならない。この
場合において、当該都市公園特定事業の費用の
負担を当該他の工作物の管理者に求めるとき
は、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園
特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管
理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を
定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定
めたときは、遅滞なく、これを公表するととも
に、関係する市町村及び施設設置管理者並びに
前項に規定する他の工作物の管理者に送付しな
ければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変
更について準用する。
(建築物特定事業の実施)
第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本
構想が作成されたときは、関係する建築主等は、
単独で又は共同して、当該基本構想に即して建
築物特定事業を実施するための計画(以下この
条において「建築物特定事業計画」という。)を
作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を
実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しよ
うとする建築物特定事業について次に掲げる事項
を定めるものとする。
一 建築物特定事業を実施する特定建築物
二 建築物特定事業の内容

3 建築物特定事業を実施する特定建築物
を定めるものとする。

4 建築物特定事業を実施する特定建築物
を定めるものとする。

5 建築物特定事業を実施する特定建築物
を定めるものとする。

6 建築物特定事業を実施する特定建築物
を定めるものとする。

三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会

は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業(第二十八条号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)
第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十二条第一項の路外駐車場の公共交通特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)(以下「地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。)に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)
第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するもの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限り。)

の用に供するため、一定の土地を換地として定めることができる。この場合において、当該保留地の地積については、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益を得ることができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四十一条及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。

この場合において、同法第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替へるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三十三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益を得ることができる権利を有する者に対し、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第九十九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百三条、第二百六条、第二百二十七条の二及び第二百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)
第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をすることができる。

第五章 移動等円滑化経路協定
第四十一条 重点整備地区内の一定の土地の所有者及び建築物その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。)(第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。))の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により交換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつて土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となつて土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)(及び経路の位置
二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なものイ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準

一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)(及び経路の位置
二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なものイ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む）の整備又は管理に関する事項

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十一条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第三項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

3 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の變更）

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力及びない者を除く）は、移動等円滑化経路協定において定められた事項を変更しようとする場合において、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の變更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第二項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項）において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第九十一条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二条の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合において、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定された土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条 第四十三條第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた移動等円滑化経路協定は、その公告があつた後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となつた者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなければならぬ土地の所有権を承継した者を除く）に対して、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告があつた後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三條第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつても、市町村長に対して書面での意思表示をすることによつて、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三條第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有している当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三條第三項の規定による公告があつた後において土地所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く）に対しては、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化

経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者の取扱い）

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないもの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三條第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三條第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになつた時から、第四十三條第三項の規定による認可の公告があつた移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第六章 雑則

（資金の確保等）

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に特定路外駐車場若しくはその業務に係る場所のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十四條 第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同條第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九條、第二十四條、第二十九條第一項、第二項(同條第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二條第三項、第三十八條第二項、前條第一項並びに次條における

ける主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五條第十項及び第十一項(これらの規定を同條第十二項において準用する場合を含む。)(における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十條における主務省令は、総務省令とし、第三十六條第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第五十五條 市町村が第三十二條第五項の規定により道路管理者に代わつてした処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第五十六條 第三十二條の規定により国道に關して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く)は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第五十七條 第三十二條第五項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八條 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九條 第九條第三項、第十二條第三項又は第十五條第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十八條第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一條 第十二條第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第五十三條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三條第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十條第一項、第十一條第一項及び第十三條第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四條 附則第二條第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四條第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四條第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五條の規定は、この法律の施行後(第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五條 附則第二條第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この条において「旧移動円滑化法」という。)(第六條第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七條第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十條第一項の規定により作成された道路特定事業

計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討) 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) 第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の六第三項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十三条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十九条第二項」に改める。

附則第十一條第十六項及び第十五条第四十一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十九条第二項」に、「第七條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二條第九項」を「第二十二條第三項」に、「同項

第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二号」を「同号ロ」に改める。

(租税特別措置法の一部改正) 第十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第八条に規定する計画に係る同法第二條第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七條第三項の規定を受けた計画(同法第十九條第一項)に係る同法第二條第二十七号」に改める。

第三十三條の三第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十三條第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十九條第一項」に改める。

第三十四條の二第二項第十九号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第十三條第一項」を「高齢者等移動円滑化法(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第三十九條第一項」に、「高齢者等移動円滑化法第十三條第一項」を「高齢者等移動円滑化法第三十九條第一項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者等移動円滑化法第二條第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設(高齢者等移動円滑化法第二條第二十一号に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。又は公共用施設(高齢者等移動円滑化法第三十九條第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)」に改める。

第三十四條の二第二項第十九号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第十三條第一項」を「高齢者等移動円滑化法(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第三十九條第一項」に、「高齢者等移動円滑化法第十三條第一項」を「高齢者等移動円滑化法第三十九條第一項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者等移動円滑化法第二條第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設(高齢者等移動円滑化法第二條第二十一号に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。又は公共用施設(高齢者等移動円滑化法第三十九條第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)」に改める。

第四十七條の二第三項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第三項の規定を受けた計画(同法第十八條第一項)に係る同法第二條第二十七号」に改める。

第六十五條第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二條第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二條第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号ハに規

定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第四項」を「同法第五号」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 川崎 二郎
国土交通大臣 北側 一雄

第六十五條第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二條第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二條第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号ハに規

定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第四項」を「同法第五号」に改める。

第六十五條第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二條第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二條第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号ハに規

定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第四項」を「同法第五号」に改める。

第六十五條第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二條第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二條第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号ハに規

定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第四項」を「同法第五号」に改める。

第六十五條第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二條第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二條第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号ハに規

定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三條第四項」を「同法第五号」に改める。

本号で公布された 法令のあらまし

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（法律第九一号）（国土交通省）

1 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設を一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。とされた。（第一条関係）

2 定義

(一) この法律において「高齢者、障害者等」とは、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者をいうこととした。（第二条第一号関係）

(二) この法律において「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体上の負担を軽減することにより、その移

動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいうこととした。（第二条第二号関係）

3 基本方針等

(一) 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めるとした。（第三条関係）

(二) 国、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民については、それぞれの責務を定めることとした。（第四条、第七条関係）

4 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(一) 公共交通事業者等は、旅客施設の新設若しくは大改良又は車両等の導入を行うときは、当該旅客施設又は車両等を移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させ、その後、これらを当該基準に適合するように維持しなければならぬこととする。とするとともに、既にその事業の用に供している旅客施設及び車両等を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とした。（第八条関係）

(二) 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下「新設特定道路」という。）を移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させ、その後、これを当該基準に適合するように維持しなければならないこととする。とするとともに、（新設特定道路を除く。）を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一〇条関係）

(三) 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下「新設特定路外駐車場」という。）を移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させ、その後、これを当該基準に適合するように維持しなければならないこととする。とするとともに、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一一条関係）

(四) 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下「新設特定公園施設」という。）を移動

等円滑化のために必要な一定の基準に適合させ、その後、これを当該基準に適合するように維持しなければならないこととする。とするとともに、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一三条関係）

(五) 建築主等は、特別特定建築物の一定の規模以上の建築（用途変更を含む。）をしようとするときは、当該特別特定建築物を移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させ、これを当該基準に適合するように維持しなければならぬこととする。とするとともに、これ以外の建築主等についても、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一四条関係）

5 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(一) 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとした。（第二五条関係）

(二) 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、関係する施設設置管理者等を構成員とする協議会を組織することができることとした。（第二六条関係）

(三) 施設設置管理者等及び高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができることとした。（第二七条関係）

(四) 基本構想が作成されたときは、関係する施設設置管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、特定事業を実施することとした。（第二八条、第三六条関係）

6 移動等円滑化経路協定

(一) 重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化経路協定を締結することができることとした。（第四一条関係）

(二) 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならないこととした。（第四三条関係）

(三) (二)の認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があることとした。（第四六条関係）

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(政令第二七九号)

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(政令第二七九号)(国土交通省)
- 1 特定旅客施設の要件を、一日当たりの平均的な利用者が五、〇〇〇人以上であること等とした。(第一条関係)
- 2 特定道路を、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとした。(第二条関係)

- 3 特定公園施設を、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場等とした。(第三条関係)
- 4 特定建築物を、学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、自動車教習所、工場、公衆便所、公共用歩廊等とした。(第四条関係)
- 5 特別特定建築物を、盲学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、保健所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、公衆便所、公共用歩廊等とした。(第五条関係)
- 6 建築物特定施設を、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等とした。(第六条関係)
- 7 建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の建築物について、都道府県知事が所管行政庁となる建築物を定めることとした。(第七条関係)
- 8 公共交通移動等円滑化基準の適合性審査を併せて行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定を、鉄道事業法、軌道法及び自動車ターミナル法の規定とした。(第八条関係)
- 9 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模を、床面積の合計二、〇〇〇平方メートル(公衆便所にあつては、五〇平方メートル)とした。(第九条関係)
- 10 建築物移動等円滑化基準
 - (一) 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を、(二)から(四)までに定めるところによることとした。(一〇条関係)
 - (二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等を、表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること等とした。(第一一条関係)
 - (三) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踊場を除き、手すりを設けること等とした。(第一二条関係)

- (四) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、勾配が二百分の一を超え、又は高さが一六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること等とした。(第一三条関係)
- (五) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、便所内に、車いす使用者用便房及び水洗器具を設けた便房を一以上設けること等とした。(第一四条関係)
- (六) ホテル又は旅館の客室には、客室の総数が五〇以上の場合は、車いす使用者用客室を一以上設けることとした。(第一五条関係)
- (七) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる等とした。(第一六条関係)
- (八) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けることとした。(第一七条関係)
- (九) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を設ける場合には、道等から当該居室までの経路のうち一以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にすること等とした。(第一八条関係)
- (十) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けることとした。(第一九条関係)
- (十一) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること等とした。(第二〇条関係)
- (十二) 道等から移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備又は案内所までの経路は、そのうち一以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路とした。(第二一条関係)
- (十三) 建築物の増築等をする場合には、(二)から(三)までは、当該増築等に係る部分等に限り、適用することとした。(第二二条関係)

- 11 認定特定建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積を、認定特定建築物の延べ面積の二〇分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとした。(第二二条関係)
- 12 市町村が国道等に係る道路特定事業を実施する場合において市町村による国道等に係る代行すべき権限を、道路法施行令第四第一項第四号等に掲げる権限のうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとした。(第二五条関係)
- 13 保留地の特例の対象となる生活関連施設等を設置する者を、(国)の全額出資に係る法人を含む。又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるもの二分之一以上を出資している法人とした。(第二六条関係)
- 14 土地区画整理事業の施行者が保留地を処分したときに、当該保留地の対価に相当する金額として、従前の宅地について権利を有する者に対して交付すべき額を、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を換地処分公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権等の宅地を使用し、若しくは収益することができ権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乘じて得た額とした。(第二七条関係)
- 15 所管行政庁は、特別特定建築物の建築若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する基準に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物等の建築物特定施設を調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。(第二八条関係)
- 16 この政令は、平成一八年二月二〇日から施行することとした。

政令第三百七十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者
の人数（当該旅客施設が新たに建設される
場合にあつては、当該旅客施設の日当たり
の平均的な利用者
の人数の見込み）が五千人
以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅
客施設を利用する高齢者又は障害者の人数
（当該旅客施設が新たに建設される場合に
あつては、当該旅客施設を利用する高齢者又
は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該
当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者
の人数と同程度以上であると認められるこ
と。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域に
おける人口及び高齢者の人数を基準として
国土交通省令・内閣府令・総務省令の定め
るところにより算定した当該旅客施設を利用
する高齢者の人数が、全国の区域におけ
る人口及び高齢者の人数を基準として国土
交通省令・内閣府令・総務省令の定めると
ころにより算定した前号の要件に該当する
旅客施設を利用する高齢者の人数以上であ
ること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域に
おける人口及び障害者の人数を基準として
国土交通省令・内閣府令・総務省令の定め
るところにより算定した当該旅客施設を利用
する障害者の人数が、全国の区域におけ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關
する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年十二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

る人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(特定道路)
第二条 法第九号の政令で定める道路は、生活関連道路を構成する道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものであること。

(特定公園施設)
第三条 法第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの(法令又は条例の定められた現況変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものであるとして国土交通省令で定めるものを除く)とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設(以下この号において「屋根付広場等」という。)との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場

- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 水飲場
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第三條第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第四十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二條第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く)とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 盲学校、聾学校又は養護学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限り。)
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。若しくはボートリング場又は遊技場)
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
- 二十 公共用歩廊

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七條の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のもの、同法第六條第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)(以外の建築物とする。

2 法第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七條の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のもの、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二條第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四條において同じ)が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一條(同法第八十七條第二項及び第三項において準用する場合を含む。)、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る)の規定又は同法の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

- 第八条 法第九條第一項の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八條第一項、第九條第一項(同法第十二條第四項において準用する場合を含む。)、第十條第一項、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九條第一項
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五條第一項及び第十條並びに軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項本文
- 三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第三條及び第十一條第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む)及び第十二条第二項

二 軌道法施行令第六条第一項ただし書
三 自動車ターミナル法第十一条第三項(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九條 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所(建築物移動等円滑化基準))とする。

第十條 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

第十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者に対するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられておらず、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。

第十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
一 踊場を除き、手すりを設けること。
二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者に対するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

第十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。
一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

第十四條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。
一 便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所(以下「車いす使用者用便所」という。)を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗面を設けた便所を一以上設けること。

第十五條 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を一以上設けなければならない。

第十六條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
二 出入口は、前号に掲げるものであること。

第十七條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

第十八條 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあつては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合(以下「利用居室」という。)(以下「道」という。)

二 浴室内又はシャワールーム(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該浴室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

一 幅は、八十センチメートル以上とする。

二 幅は、三百五十センチメートル以上とする。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

五 手すりを設けること。
六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

八 傾斜路は、次に掲げるものであること。
一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

九 その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

第十條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十四條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十五條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十六條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十七條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十八條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第十九條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十四條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十五條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十六條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十七條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十八條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第二十九條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十四條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十五條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十六條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十七條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十八條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第三十九條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十四條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十五條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十六條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十七條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十八條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第四十九條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

第五十條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合、利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合、その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

二 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とする

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに階幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハマまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに

定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六條の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とする

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とする

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。

ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えない

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに階幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

三 第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一号第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九條 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十條 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

二 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

三 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならぬ。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分
ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)
第二十二條 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十一号から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にないときは、当該部分の利用居室が設けられていないときは、(道等)から車いす利用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車いす利用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用

居室が設けられていないときは、(道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する誘導等)
第二十三條 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一号から第十四号まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これは規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(認定特定建築物の容積率の特例)
第二十四條 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)
第二十五條 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四十一条第一号、第十一号の四、第十二号(道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。)、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号(同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもの。

- 二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。)第四条第四項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により申請を却下すること。
- 三 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受用する場合

市町村は、前項第一号(道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。)又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第三十二条の規定により道路特定事業を実施する場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項(電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

第二十六條 法第三十九条第一項の政令で定める者は、(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)
第二十七條 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することのできる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(報告及び立入検査)
第二十八條 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特別特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にする場合を含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に關する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

三項の条例で定める特別特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にする場合を含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に關する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項への適合に關する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(施行期日)
第一條 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特別特定建築物の建築の促進に関する法律施行令)
第二條 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特別特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三十一号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特別特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)
第三條 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)
第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類
似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号の
いずれかに掲げる用途である場合において、そ
れぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。
一 病院又は診療所(患者の収容施設があるも
のに限る。)

二 劇場、映画館又は演芸場
三 集会場又は公会堂
四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を
営む店舗
五 ホテル又は旅館
六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類
するもの(主として高齢者、障害者等が利用
するものに限る。)

七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障
害者福祉センターその他これらに類するもの
八 博物館、美術館又は図書館
(土地区画整理登記令の一部改正)

第五条 土地区画整理登記令(昭和三十年政令第
二百二十一号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「高齢者、身体障害者等の公
共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関
する法律(平成十二年法律第六十八号)以下「移
動円滑化法」という。第十三条第一項を「高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す
る法律(平成十八年法律第九十一号)以下「移
動等円滑化法」という。第三十九条第一項に
改める。

第十四条中「移動円滑化法第十三条第一項」
を「移動等円滑化法第三十九条第一項」に改め
る。
(租税特別措置法施行令の一部改正)
第六条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政
令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第七条の二第七項中「高齢者、身体障害者等
が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に
関する法律(平成六年法律第四十四号)第二
条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第二条第十七号」に、「高齢者、身体障
害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の
促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百
十一号)第五条に規定する」を「高齢者、障害者
等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成十八年政令第三百七十九号)第九条の

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

に改め、同項第二号中「高齢者、身体障害者等
が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に
関する法律第六号第三項」を「高齢者、障害者
等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七
条第三項」に改め、同条第八項中「高齢者、身
体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建
築の促進に関する法律第八条に規定する計画」
を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第十七条第二項の規定を受けた計
画(同法第十八条第一項の規定による変更の認
定があつたときは、その変更後のもの)」に改め
る。
第二十二條第七項中「高齢者、身体障害者等
の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進
に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第
十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一
項」に改める。
第二十二條の八第二十七項中「高齢者、身体
障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑
化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関
する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第
一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第
四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定す
る一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。
第二十九條の二第七項中「高齢者、身体障害
者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の
促進に関する法律第四条第一項に規定する移動
円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定
する公共交通移動等円滑化基準」に改める。
第二十九條の五第六項中「高齢者、身体障害
者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促
進に関する法律第二条第三号」を「高齢者、障
害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第二条第十七号」に、「高齢者、身体障害者等が円
滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関す
る法律施行令第五条に規定する」を「高齢者、
障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
施行令第九条の二」に改め、同項第二号中「高
齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建
築物の建築の促進に関する法律第六号第三項」
を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第十七条第三項」に改め、同条第七
項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用でき
る特定建築物の建築の促進に関する法律第八

に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動
等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項
の規定による変更の認定があつたときは、その変更
後のもの」に改める。
第三十九條の五第二十八項中「高齢者、身体
障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑
化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関
する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第
一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第
四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定す
る一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。
第三十九條の六第七項中「高齢者、身体障
害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化
の促進に関する法律第四条第一項に規定する移
動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規
定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。
(宅地建物取引業法施行令の一部改正)
第七条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十三年
政令第三百八十三号)の一部を次のように改正
する。
第三条第一項に次の一号を加える。
三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第四十六条及び第五十条第四項
第十一号) 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年
政令第九十八号)の一部を次のように改正す
る。
第二条第一項中「当該市」の下に「(第二十三
号)にあつては、建築主事を置く市)を加え、同
項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、
第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上
げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に
次の一号を加える。
二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
十一号) 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政
令第二百二号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「当該市」の下に「(第十九号
にあつては、建築主事を置く市)を加え、同項
中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、

第十五号から第十八号までを一
号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同
号の次に次の
十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本下水道事業団法施行令の一部改正)
第十条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七
年政令第二百八十六号)の一部を次のように改
正する。
第五条中「第七号」を「第十一号」に改め、
同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第
九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十
一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加え
る。
十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本電信電話株式会社株式の売払収入の活
用による社会資本の整備の促進に関する特別措
置法施行令の一部改正)
第十一条 日本電信電話株式会社株式の売払収
入の活用による社会資本の整備の促進に関する
特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九
十一号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第九号中「高齢者、身体障害者等
が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に
関する法律(平成六年法律第四十四号)第二
条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第二条第十七号」に、「同条第四号」を「同
条第十八号」に、「特定施設」を「建築物特定施
設」に、「第八条に規定する計画の認定を受けた計
画」を「第十七条第三項の規定を受けた計画
(同法第十八条第一項の規定による変更の認定
があつたときは、その変更後のもの)」に改める。
(日本郵政公社法施行令の一部改正)
第十二条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政
令第三百八十四号)の一部を次のように改正す
る。
第三十一条第一項中第三十五号を削り、第三
十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四
十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を第
四十号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項

に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動
等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項
の規定による変更の認定があつたときは、その変更
後のもの」に改める。
第三十九條の五第二十八項中「高齢者、身体
障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑
化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関
する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第
一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第
四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定す
る一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。
第三十九條の六第七項中「高齢者、身体障
害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化
の促進に関する法律第四条第一項に規定する移
動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規
定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。
(宅地建物取引業法施行令の一部改正)
第七条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十三年
政令第三百八十三号)の一部を次のように改正
する。
第三条第一項に次の一号を加える。
三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第四十六条及び第五十条第四項
第十一号) 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年
政令第九十八号)の一部を次のように改正す
る。
第二条第一項中「当該市」の下に「(第二十三
号)にあつては、建築主事を置く市)を加え、同
項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、
第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上
げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に
次の一号を加える。
二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
十一号) 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政
令第二百二号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「当該市」の下に「(第十九号
にあつては、建築主事を置く市)を加え、同項
中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、

第十五号から第十八号までを一
号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同
号の次に次の
十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本下水道事業団法施行令の一部改正)
第十条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七
年政令第二百八十六号)の一部を次のように改
正する。
第五条中「第七号」を「第十一号」に改め、
同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第
九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十
一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加え
る。
十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本電信電話株式会社株式の売払収入の活
用による社会資本の整備の促進に関する特別措
置法施行令の一部改正)
第十一条 日本電信電話株式会社株式の売払収
入の活用による社会資本の整備の促進に関する
特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九
十一号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第九号中「高齢者、身体障害者等
が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に
関する法律(平成六年法律第四十四号)第二
条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第二条第十七号」に、「同条第四号」を「同
条第十八号」に、「特定施設」を「建築物特定施
設」に、「第八条に規定する計画の認定を受けた計
画」を「第十七条第三項の規定を受けた計画
(同法第十八条第一項の規定による変更の認定
があつたときは、その変更後のもの)」に改める。
(日本郵政公社法施行令の一部改正)
第十二条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政
令第三百八十四号)の一部を次のように改正す
る。
第三十一条第一項中第三十五号を削り、第三
十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四
十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を第
四十号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項

第十五号から第十八号までを一
号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同
号の次に次の
十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本下水道事業団法施行令の一部改正)
第十条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七
年政令第二百八十六号)の一部を次のように改
正する。
第五条中「第七号」を「第十一号」に改め、
同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第
九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十
一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加え
る。
十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項
(日本電信電話株式会社株式の売払収入の活
用による社会資本の整備の促進に関する特別措
置法施行令の一部改正)
第十一条 日本電信電話株式会社株式の売払収
入の活用による社会資本の整備の促進に関する
特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九
十一号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第九号中「高齢者、身体障害者等
が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に
関する法律(平成六年法律第四十四号)第二
条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円
滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第二条第十七号」に、「同条第四号」を「同
条第十八号」に、「特定施設」を「建築物特定施
設」に、「第八条に規定する計画の認定を受けた計
画」を「第十七条第三項の規定を受けた計画
(同法第十八条第一項の規定による変更の認定
があつたときは、その変更後のもの)」に改める。
(日本郵政公社法施行令の一部改正)
第十二条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政
令第三百八十四号)の一部を次のように改正す
る。
第三十一条第一項中第三十五号を削り、第三
十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四
十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を第
四十号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律(平成十八年法律第九
十一号)第十五条第二項

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第十四条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第十五条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正)

第十六条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第十七条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三百二十一号を次のように改める。
第三百六十七号を次のように改める。
三百六十七 削除

本則に次の一号を加える。
四百十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百二十一号及び第三百六十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十一条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)」に改める。

第三十八条に次の一号を加える。
五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に關すること(他局及び交通消費者行政課の所掌に属するものを除く。)

第四十九条第四号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に關する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同法第七号に規定する車両等における同法第二条に規定する移動等円滑化(同法第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。)に係るもの」に改める。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 菅 義偉
- 法務大臣 長勢 甚造
- 財務大臣 尾身 幸次
- 文部科学大臣 伊吹 文明
- 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
- 国土交通大臣 冬柴 鐵三

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令・省令)

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令

(内閣府・総務・国土交通)

府令・省令

○内閣府 国土交通省 省令第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第一条第二号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
国土交通大臣 冬柴 鐵三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令

(旅客施設を利用する高齢者の人数の算定)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第二号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した旅客施設を利用する高齢者の人数は、当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設が所在する市町村の区域(当該旅客施設が所在する市町村の区域(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定により二以上の市町村が共同して基本構想を作成する場合にあつては、当該基本構想を作成するすべての市町村の区域をいう。以下同じ)における高齢者の割合を乗じて得た人数とし、同号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した令第一条第一号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数は、五千に全国の区域における高齢者の割合を乗じて得た人数とする。

2 前項の旅客施設が所在する市町村の区域における高齢者の割合は、当該市町村の区域における人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果)による人口によるものとし、当該公示の人口の調査期日以後における当該市町村の区域に境界変更があつた場合における当該市町村の区域における人口は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条の規定により都道府県知事の告示した人口によるものとする。以下同じ)のうち当該市町村の区域における高齢者の人数(当該市町村の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいう)が占める割合とし、同項の全国の区域における高齢者の割合は、全国の区域における人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果)による人口によるものとする。以下同じ)のうち当該市町村の区域における高齢者の人数(全国の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいう)が占める割合とする。

第二条 令第一条第二号イに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した旅客施設を利用する障害者の人数は、当該旅客施設が所在する市町村の区域における障害者の割合を乗じて得た人数とし、同号ロに規定する国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した同条第一号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数は、五千に全国の区域における障害者の割合を乗じて得た人数とする。

2 前項の旅客施設が所在する市町村の区域における障害者の割合は、当該市町村の区域における人口のうち当該市町村の区域における障害者の人数(当該市町村の区域における人口のうち身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者人数、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

一項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所をいう)において知的障害と判定された者)に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ)の交付を受けている者の人数及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百十五号)第七条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載されている精神障害者の人数の合計数をいう)が占める割合とし、前項の全国の区域における障害者の割合は、全国の区域における人口のうち全国の区域における障害者の人数(全国の区域における人口のうち身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者の人数、都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者の人数及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載されている精神障害者の人数の合計数をいう)が占める割合とする。

附則

(施行期日)

1 この命令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令の廃止)

2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令(平成十二年総務府・運輸省令第一号)は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(規 則)

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(国家公安委二八)

三

規 則

○国家公安委員会規則第二十八号
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十六条第二項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則を次のように定める。
平成十八年十二月八日

国家公安委員会委員長 澤手 顕正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(信号機に関する基準)

第一条 信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令(昭和二十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従つて道路を横断し、又は横断しようとしていて視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発生することができるもの
ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一項に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
ニ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

第二条 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。(道路標識に関する基準)

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、次のいずれかに掲げる道路標識であることとする。
一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標識
二 横断歩道であることを表示する道路標識であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

1 この規則は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成十二年国家公安委員会規則第十七号)は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○移動等円滑化の促進に関する基本方針

針 (国家公安委・総務・国土交通一)

八

告 示

○国家公安委員会
省告示第一号
国土交通省
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針を次のように定める。
平成十八年十二月十五日
国家公安委員会委員長 溝手 顕正
総務大臣 菅 義偉
国土交通大臣 冬柴 鐵三

移動等円滑化の促進に関する基本方針

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっており、その前提として、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）が急務となっている。

本方針は、このような移動等円滑化の実現に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっている。本格的な高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のためには、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきている。このように我が国においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性にかんがみ、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含むすべての障害者で身体の機能上の制限を受けるものはすべて含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2

移動等円滑化の目標
移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活を営む上で通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が基本構想に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である鉄道駅及び軌道停留場については、平成二十二年までに、原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとして、エレベーター又はエスカレーターを高低差五メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上であるバスターミナルについては、平成二十二年までに、原則としてすべてのバスターミナルについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルについては、平成二十二年までに、原則としてすべての旅客船ターミナルについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成二十二年までに、原則としてすべての航空旅客ターミナル施設について、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約五十パーセントに当たる約二万六千両については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

② バス車両

平成二十七年までに、原則として総車両数約六万台のすべてについて、低床化された車両に代替する。また、総車両数の約三十パーセントに当たる約一万八千台については、平成二十二年までに、ノンステップバスとする。

③ タクシー車両

平成二十二年までに、約一万八千台の福祉タクシーを導入する。

④ 船舶

総隻数約千隻のうち約五十パーセントに当たる約五百隻については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約六十五パーセントに当たる約三百四十機については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

平成二十二年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 移動等円滑化園路
園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ）の設置された都市公園の約四十五パーセントについては、平成二十二年までに、園路及び広場について、移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約三十五パーセントについては、平成二十二年までに、駐車場について、移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約三十パーセントについては、平成二十二年までに、便所について、移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約四十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約五十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成二十二年までに、原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感知信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標識の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供及び職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保その他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自ら設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約なく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事

業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。また、施設設置管理者は、旅客施設について移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくことが重要である。さらに、施設及び車両等の整備に当たっては、高齢者、障害者等を区別するのではなく、障害のない者と共に利用できる形の施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意することが重要であること、また、可能な限り高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が必要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設、車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められており、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用者が高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に依りて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について視覚情報として大きな文字又ははっきりとした色彩で見やすく表示すること、また、聴覚情報としてははっきりとした音声により聞き取りやすく放送すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要である。

三

したがって、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、これらの者による施設及び車両等の利用を正当な理由なく拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等対応を適切に行うことができるよう、計画的な研修の実施及び高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備等により職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義
移動等円滑化を速やかにかつ効果的に実現するためには、基本構想において、生活関連施設が集積する一定の地区を重点整備地区として定め、移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点
基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進
重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進
基本構想の作成は市町村が行うが、移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者がこれに積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力
重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項
市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化
各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和
基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という)との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性
市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十一年法律第二百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者及び自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、法第二十七条に規定する基本構想の作成等の提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えるとともに、法第二十六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を有効に活用することが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二十一条から八までに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二十一条第一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められ、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないことと留意する必要がある。

② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二十一条第二号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。このための判断基準として、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体的な実施が特に必要であると認められることが必要である。

③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二十一条第一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集約の効果が効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

① 市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

② 市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

③ 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって流動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

④ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設
生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路
生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等段階的に基本構想を策定し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

(3) 移動等円滑化に関する事項
基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施の見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等段階的に基本構想を策定し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
特定事業
特定事業としては、具体的には、特定旅客施設及び特定車両について公共交通特定事業、生活関連経路を構成する道路等について道路特定事業、特定路外駐車場について路外駐車場特定事業、特定公園施設について都市公園特定事業、特定建築物について建築物特定事業、信号機の設置等について交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、第二十五条第二項第四号括弧書きに規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区においては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らし判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

(3) 留意事項
市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議する

5 ことが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなればならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されることの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他の重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項
重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況及び生活関連施設並びに生活関連経路の配置の状況によつては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容
4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項
基本構想には、事業の種類、おおよその位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十五条第五項に規定する公共施設を除く)であつて基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおよその位置等についても記載する必要がある。

③ 推進体制の整備
基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

(3) 推進体制の整備
基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

地域特性等の尊重及び創意工夫
各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫を努めることが重要である。
積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するための公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成することについては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想策定後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想策定後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想作成上の留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるが、この基本方針の三に定めのない事項については基本構想に記載することを妨げるものではない。

四

1 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。
また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供されるほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得る又は利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。
したがって、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じて高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが重要である。

附則

この告示は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十二年 建設省、自治省告示第一号）は、廃止する。

1 この告示は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十二年 建設省、自治省告示第一号）は、廃止する。